

○独立行政法人国立科学博物館契約担当役等補助者指定に関する規程

平成13年4月1日
館長決裁

最終改正
平成30年6月20日
館長決裁

第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館における契約担当役、出納役（以下「契約担当役等」という。）の事務の補助に関する事項を定めることにより、それら事務の処理について、適正かつ効率的な運用及び良好な管理を図ることを目的とする。

第2条 契約担当役等の補助者となるべき者の職の指定及び当該補助者に処理させる事務の範囲は任命表（別表第1及び別表第2）による。

2 前項の補助者の命免は、命免簿（様式第1又は様式第2）に、記名捺印させることにより行う。

第3条 契約担当役等が監督又は検査を行うため、技術上又は特に必要があると認めるときは、臨時に補助員を委嘱することができる。

2 前項の臨時補助員の委嘱は、委嘱簿（様式第3又は様式第4）に、記名捺印させることにより行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月27日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年11月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表第1 契約担当役の補助者

部 局	補助者として指定する者		事 務 の 範 囲
経営管理部	総務課	総務課長	・ 検査及び検査調書の作成に関すること
	財務課	財務課長	・ 予定価格調書案（予定価格案の作成）の作成に関すること ・ 業者の選定に関すること ・ 入札の執行に関すること ・ 検査及び検査調書の作成に関すること
		財務課副課長	・ 契約担当役印の保管及び押印に関すること ・ 予定価格調書案（予定価格案の作成）の作成に関すること（予定価格が300万円未満のもの） ・ 業者の選定に関すること（予定価格が300万円未満のもの） ・ 入札の執行に関すること ・ 検査及び検査調書の作成に関すること
		専門員又は係長（財務企画担当）	・ 契約担当役に係る計算書及び報告書の作成に関すること
		専門員又は係長（経理担当）	・ 決議書案及び関係書類の作成に関すること
		専門員又は係長（契約担当）	・ 予定価格調書案（市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成）の作成に関すること ・ 業者選定案の作成に関すること ・ 見積書の徴取に関すること ・ 決議書案及び関係書類の作成に関すること ・ 発注の連絡に関すること ・ 請書の徴取に関すること ・ 入札執行の立会に関すること ・ 監督に関すること
	研究推進・管理課	研究推進・管理課長	・ 見積書の徴取に関すること ・ 検査及び検査調書の作成に関すること
		専門員又は係長（総務担当）	・ 見積書の徴取に関すること ・ 決議書案及び関係書類の作成に関すること ・ 発注の連絡に関すること ・ 請書の徴取に関すること ・ 監督に関すること
	施設整備主幹	施設整備主幹	・ 予定価格調書案（予定価格案の作成）の作成に関すること ・ 業者の選定に関すること ・ 入札の執行に関すること ・ 検査及び検査調書の作成に関すること
		専門員又は係長	・ 市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成に関すること ・ 業者選定案の作成に関すること ・ 見積書の徴取に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・決議書案及び関係書類の作成に関すること ・発注の連絡に関すること ・請書の徴取に関すること ・監督に関すること
事業推進部	各課長及び室長	<ul style="list-style-type: none"> ・検査及び検査調書の作成に関すること
各研究部	研究部長、グループ長、研究主幹及び研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
筑波実験植物園	園長及び植物園研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
昭和記念筑波研究資料館	資料館長及び資料館研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
附属自然教育園	事務長	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
	専門員又は係長 (総務担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・決議書案及び関係書類の作成に関すること ・発注の連絡に関すること ・請書の徴取に関すること ・監督に関すること
	研究主幹及び研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
産業技術史資料情報センター	センター長、副センター長、参事及びセンター研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
標本資料センター	コレクションディレクター、副コレクションディレクター及びコレクションマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
分子生物多様性研究資料センター	センター長、副センター長及びセンター研究員	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の徴取に関すること ・検査及び検査調書の作成に関すること
連携推進・学習センター	課長及び室長	<ul style="list-style-type: none"> ・検査及び検査調書の作成に関すること

別表第2 出納役の補助者

部 局	補助者として指定する者		事 務 の 範 囲
経営管理部	財務課	財務課副課長	・ 出納役印の保管及び押印に関する事
		専門員又は係長 (財務企画担当)	・ 予算差引簿の登記に関する事
		専門員又は係長 (経理担当)	・ 元帳及び補助簿の登記に関する事 ・ 出納役に係る計算書及び報告書の作成に関する事 ・ 決議書案の作成並びに関係書類の収集及び作成に関する事
		専門員又は係長 (契約担当)	・ 決議書案の作成並びに関係書類の収集及び作成に関する事
	研究推進・ 管理課	専門員又は係長 (総務担当)	・ 決議書案の作成並びに関係書類の収集及び作成に関する事
	施設整備主幹	専門員又は係長	・ 決議書案の作成並びに関係書類の収集及び作成に関する事
附属自然教育園	専門員又は係長 (総務担当)	・ 決議書案の作成並びに関係書類の収集及び作成に関する事	

様式第 1

国立科学博物館契約担当役補助者命免簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり（異動にともなって）、国立科学博物館契約担当役（経営管理部長）補助者任命表の「補助者の処理する事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。（補助者を免じます。）

契約担当役確認	異動年月日	新補助者とする 職、氏名、印	旧補助者の職、 氏名、印

様式第 2

国立科学博物館出納役補助者命免簿

出納役 国立科学博物館財務課長

あなたに、次のとおり（異動にともなって）、国立科学博物館出納役（財務課長）補助者任命表の「補助者の処理する事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。（補助者を命じます。）

出納役確認	異動年月日	新補助者とする 職、氏名、印	旧補助者の職、 氏名、印

様式第3

国立科学博物館臨時監督員委嘱簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり（異動にともなって）、国立科学博物館契約担当役（経営管理部長）補助者任命表の「臨時監督員として処理する事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。（補助者を免じます。）

契約担当役確認	臨時監督員を委嘱する期間	臨時監督員として処理する事務の範囲	臨時監督員とする者の職、氏名、印

様式第4

国立科学博物館臨時検査員委嘱簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり（異動にともなって）、国立科学博物館契約担当役（経営管理部長）補助者任命表の「臨時検査員として処理する事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。（補助者を免じます。）

契約担当役確認	臨時検査員を委嘱する期間	臨時検査員として処理する事務の範囲	臨時検査員とする者の職、氏名、印